

赤穂市内バス運賃の改定について

1. 概要

公共交通を取り巻く環境は、深刻な運転手不足による路線バスの廃止、減便、事業の撤退等が全国的に相次ぐ中、赤穂市内でも同様に、令和 6 年 4 月から路線バスの大幅な減便、一部路線の休止をせざるを得ない状況となっている。そのような中、今般策定した赤穂市地域公共交通計画では、路線バスとコミュニティバスの運用上の垣根をなくして、一体的な運用を図ることにより、公共交通を維持していく新たな仕組みとして、赤穂市内を運行する路線バスとコミュニティバスの運賃を 200 円に統一し、市民の足を維持確保することとしている。

現在、市内を運行するバスの料金体系は、路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」によって異なっているが、今回の運賃改定により 200 円に統一し、併せて現在設定されていない各種割引制度を設定するほか、高い頻度でコミュニティバスを利用する方のために、定期券や回数券を導入する。

2. 改定の内容

1) コミュニティバスと路線バスの運賃の統一化

現在、市内で運行する路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」の運賃体系が個別で設定され、異なっていることから、これらの運賃を統一し、利用距離に関わらず 200 円均一とする。市内で走行するバスの垣根を無くすことにより、路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」の一体的かつ効率的なルート再編を可能とし、どの地区からもバスを利用しやすい環境を構築する。

(運賃変更の内容)

バスの種類	変更前		変更後	
	路線バス	対距離運賃制	170~420 円	均一運賃
ゆらのすけ	均一運賃制	100 円		
ていじゅうろう	区間運賃制	100~200 円		

2) コミュニティバス(ゆらのすけ、ていじゅろう)における各種割引券の新設

(1) 1日乗り放題券、定期券の新設

新たに「1日乗り放題券」と定期券を新設する。小学生については大人運賃の半額とする。

区分	大人 (中学生以上)	小学生
普通運賃	200円	100円
1日乗り放題券 (いずれのバスにも乗車可能)	500円	250円
1カ月定期券	5,000円	2,500円
3カ月定期券	14,200円	7,100円
6カ月定期券	27,000円	13,500円

(2) 各種割引の新設

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者及び運転経歴証明書所持者(65歳以上)については、普通運賃(1日乗り放題券、定期券を含む)の半額とする。

また、小学生未満(未就学児)については現行と同じく無料とする。

区分	身体障害者 手帳所持者 ※	療育手帳 所持者※	精神障害者保 健福祉手帳所 持者 ※	運転経歴証明 書所持者 (65歳以上)	小学生未満 (未就学児)
普通運賃	100円				無料
1日乗り放題券 (いずれのバスにも乗車可能)	250円				
1カ月定期券	2,500円				
3カ月定期券	7,100円				
6カ月定期券	13,500円				

※介助者1名を含む

(3) 回数券の新設

100円券×11綴りの回数券(1,000円)を新設する。

3. 運賃改定時期(予定)

令和6年10月1日

4. 今後の予定

6月7日	運賃分科会(第1回)開催 ※本日
6月上旬～	パブリックコメントの実施
7月中下旬	運賃分科会(第2回)開催 ※パブリックコメントの結果報告 地域公共交通活性化協議会への報告